

日本臨床心理士養成大学院協議会 会費規定

平成24年12月16日制定

入会金および会費

第1条 会員校の入会を理事会で承認したときは、本会からその旨を通知する。

第2条 新たに会員校となったときは、入会金を納入しなければならない。

当会の入会金は、次のとおりとする。

10万円

第3条 会員校は1ヵ年分の会費を納入しなければならない。

当会の会費は、次のとおりとする。

5万円

第4条 会員校は、その年度内に会費を納入しなければならない。

第5条 会計年度は、会則第43条に定めるとおり、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。